

縁結び応援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、結婚を希望する県民を支援するため、民間結婚相談所（以下「補助事業者」という。）が実施する縁結び応援事業（結婚を希望する若者の経済的負担を軽減し、結婚相談所に入会した会員に対し専任担当者による面談等の継続的なサポートを行う事業）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年山梨県条例第45号。以下「条例」という。）、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象となる経費及びその補助率)

第2条 前条に規定する事業及びこれらに対する補助率は、別表に掲げるとおりとする。

(登録申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、事業者登録申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所連盟団体に加盟している事業者であることが確認できる書類
- (2) 自社HPやパンフレット等、事業内容及び料金体系が確認できる資料
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（様式第2号）
- (4) 経済産業省が定める運営基準に基づく第三者認証の認定証の写し（認定を取得している場合）
- (5) 婚活カウンセラー資格認定証の写し（資格を有する場合）

(登録承認の通知)

第4条 知事は、前条の規定による登録申請書の提出があった場合に、書類を審査の上、登録すべきものと認めるときは速やかに登録の承認を行い、事業者登録（完了・承認）通知書（様式第3号）を補助事業者に送付するものとする。

(交付申請)

第5条 補助事業者は、交付申請書（様式第4-1号）に次に掲げる書類を添えて、当月申請分を翌月10日までに知事に提出しなければならない。ただし、2回目以降の申請については、変更交付申請書（様式第4-2号）に次に掲げる書類を添えて、当月申請分を翌月10日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 結婚相談所へ入会する者の「利用要件確認・誓約書」（様式第4号別紙）

(2) 結婚相談所へ入会する者の年齢及び県内在住・在勤が確認できる本人確認書類の写し

(3) 結婚相談所へ入会する者の入会契約書の写し（初期費用の金額及び補助金による割引適用が確認できるもの）

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付決定の通知）

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合に、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、交付決定通知書（様式第5-1号）を補助事業者へ通知するものとする。また、知事は、前条の規定による補助金変更交付申請書の提出があった場合に、書類を審査の上、変更交付すべきものと認めるときは速やかに変更交付の決定を行い、変更交付決定通知書（様式第5-2号）を補助事業者へ通知するものとする。ただし、交付すべきものと認めないときは、不交付決定通知書（様式第5-3号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 知事は、第5条第2項の規定により、補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

2 知事は、第5条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

3 補助事業者は、結婚相談所へ入会した会員が退会するまで専任担当者による面談等の継続的なサポートを行い、当該事業を実施するものとする。

4 補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。

（補助金の交付方法）

第8条 知事は、必要があると認める場合には、補助事業者に対し、概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

（補助金の支払）

第9条 知事は、概算払請求書を受領後、速やかに補助金を交付するものとする。

（活動の定期報告）

第10条 補助金交付決定通知書を受けた補助事業者は、入会者の活動状況について、毎月末の状況を翌月10日までに活動状況報告書（様式第7号）により知事に報告しなければならない。

（実績報告書の様式、提出期限）

第11条 補助事業者は、当該事業が完了した日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から25日以内とする。

4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（補助金の返還）

第13条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。この場合において、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、補助事業者に返還を命じるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 本要綱に違反していることが認められたとき。
 - (3) 自己又は自社の役員等が山梨県暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- 2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じるときは、補助金交付取消兼返還命令書（様式第10号）により、補助事業者に通知するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第14条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定報告書（様式第11号）により速やかに、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

- 第15条 補助事業者は、第3条の規定に基づく登録申請、第5条第1項の規定に基づく交付の申請、第8条の規定に基づく概算払請求書の提出、第10条の規定に基づく活動の定期報告、第11条第1項に基づく実績報告、第14条第1項に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告については、電子情報処理組織を使用する方法（条例第3条の規定に基づき知事が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

- 第16条 知事は第4条に基づく登録の承認、第5条第1項の規定により行われた交付申請等に係る第6条第1項に基づく通知、第12条第1項に基づく通知、第13条第2項に基づく通知については、補助事業者が書面等による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、当該通知等について電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

（書類の保管）

- 第17条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

（附則）

- この要綱は令和8年6月16日から施行し、令和8年7月1日以降に実施された補助事業に対し適用する。

別表

補助事業者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
<p>以下の要件をすべて満たす民間結婚相談所</p> <p>1 「やまなし縁結び応援ネットワーク」事業に協力する県内事業者</p> <p>2 法人登記を行っている加盟事業者数 100 社以上の結婚相談所連盟団体に加入している事業者</p> <p>3 専任担当者による面接等の継続的サポート体制を有し、料金体系において成婚料及び月会費を設定している事業者</p>	<p>当該年度の 2 月 28 日までの間に補助事業者に入会した者のうち、入会時点で 20 歳以上 29 歳以下の県内に在住又は在勤する未婚者に対し、補助事業者が登録優待として免除又は割引した入会料、登録料等の初期費用相当額</p>	<p>補助率： 当該費用の 10 分の 10</p> <p>補助限度額： 1 人あたり 100 千円（消費税及び地方消費税を含む）</p>